

3

しない！ させない！ 見つけたらすぐ通報！
不法投棄は“重罪”です！

最

近、道路脇などに大量のゴミが不法に投棄されています。ごみの不法投棄は、自然環境を破壊し、汚染するので、住みよい生活環境を守るためにも、絶対にしてはならない行為です。

ごみや家電製品などを不法に投棄すると法律等で罰せられ、違反者には5年以下の懲役又は1千万円以下の罰金が科せられます。



家庭から出されるごみは、必ず指定されたごみ袋に入れるか、シールを貼って出してください。また、リサイクルが可能な資源ごみについては、リサイクル用収納ボックスを利用するなどのご協力をお願いします。

もし、不法投棄を見かけた場合は、投棄者の特徴や車両のナンバーなどを役場又は最寄りの警察まで通報をお願いします。

連絡先

保険環境課 生活環境係 ☎ 65・1097

飯塚警察署 桂川交番 ☎ 65・0110

飯塚警察署 生活安全課 ☎ 21・0110

4

お子さんの就学に経済的理由でお困りの方へ
児童・生徒の就学援助申請受付について

小

・中学校に在学又は入学予定の児童・生徒がいる家庭で、経済的理由により、学用品や給食費、その他の納入にお困りの方は、就学援助制度があります。希望される方は、お気軽にご相談ください。

なお、申込期間を過ぎた手続きは、支給開始時期が遅くなるとともに、一部の就学援助費が受けられないことがありますので、ご注意ください。



【対象年度】 平成24年度

【申込期間】 3月1日～4月27日

【添付書類】 ①平成23年分給与所得の源泉徴収票の写し

②住民票（世帯全員分）

【その他】 詳しくはお問い合わせください。

申込・問合せ先

学校教育課 教務係 ☎ 65・1149